

平成29年6月30日

お客さま各位

岡崎信用金庫

『非課税口座約款』一部改定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫『非課税口座約款』を、下記のとおり一部改定することとしましたのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

敬具

記

1. 改定の趣旨

平成28年度税制改正により、平成30年以降の勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請において、基準日時点の住所を証する種類の提出が不要となりました。また、平成29年10月1日時点において、平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を開設しており、同日において個人番号の告知をしているお客さまについては、平成30年以降の勘定設定期間にかかる非課税適用確認書の交付申請書を提出したとみなされることとなったため、『非課税口座約款』の該当箇所を改訂しております。

2. 改定内容

「非課税口座約款」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
(約款の趣旨) 第1条 (略) 2 お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく <u>(累積) 投資約款および特定口座約款等の当金庫が定める取引規定・約款等</u> によるものとします。 (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等 <u>(住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り、)</u> 、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当金庫に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限り、)または「非課税口座開	(約款の趣旨) 第1条 (略) 2 お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款 <u>および</u> 自動けいぞく <u>投資(累積)約款</u> の定める <u>ところ</u> によるものとします。 (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等 <u>(追加)ならびに(追加)</u> 「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の

新	旧
<p><u>設届出書</u>および<u>「非課税適用確認書</u>」<u>、</u>「非課税口座廃止通知書」<u>もしくは</u>「非課税管理勘定廃止通知書」<u>(削除)</u>をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関<u>(削除)</u>に重複して提出することはできません。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を<u>(削除)</u>証券会社もしくは<u>他の</u>金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 (略)</p> <p><u>7 平成29年10月1日時点で当金庫に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、本条第1項の規定を適用します。</u></p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(29. 6改訂)</u></p>	<p>13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関<u>等</u>に重複して提出することはできません。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を<u>他の</u>証券会社もしくは<u>(追加)</u>金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (28. 7改訂)</p>

3. 改定日

平成29年6月30日（金）

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
 岡崎信用金庫 市場事務部窓販業務課

TEL 0120-053-060

受付時間 平日9:00～17:00